

## 消費課税 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

## 1. 改正の概要

## (1) 内容

法人について、消費税の確定申告書の提出期限の特例(1か月の延長)が創設される。  
納付については、延長された期間(1か月分)に係る利子税を併せて納付する必要がある。

(例) 3月決算法人の場合

税目	改正前			改正後		
	決算日	提出期限		決算日	提出期限	
		原則	延長(※)		原則	延長(※)
法人税	3月31日	5月31日	6月30日	3月31日	5月31日	6月30日
消費税	3月31日	5月31日	なし	3月31日	5月31日	6月30日

1か月の延長が可能に

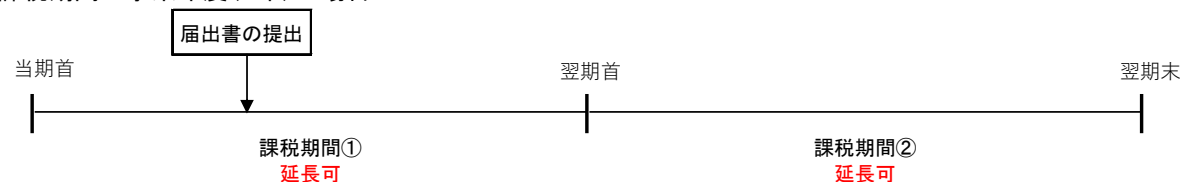
(要件) (※) 法人税の申告期限を1か月延長している場合

- ① 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人であること。
- ② 消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出すること。

(提出期限の延長が認められる課税期間)

その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間

## ◆ 課税期間が事業年度(1年)の場合



## ◆ 課税期間が3か月の場合



## 消費課税 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

### (2)目的

法人税には提出期限の延長が認められている一方、改正前の消費税には延長が認められていない。そのため、延長された法人税と消費税の申告期限が異なることとなり、消費税の申告後に、決算額が変動したことにより、修正申告や更正の請求を行う必要があるなどの事務負担が生じていた。この事務負担を削減することが目的である。

### 2. 適用時期

2021年(令和3年)3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用する。

### 3. 実務上の留意点

納付については、延長期間(最大1か月)における利子税が発生するため、実務上は、法人税と同様、見込納付を行うことが想定される。

### 4. 今後の注目点

- ① 税制改正大綱には、「その他所要の措置を講ずる」と記載があるが、その内容は不明である。
- ② 法人税の申告期限は最大4か月延長可能であるが、消費税の延長期間についても同様に最大4か月まで認められる可能性があるか。